

岩手県監査委員告示第14号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第47号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月4日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 復興局

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年8月3日

イ 本監査実施日 平成27年8月31日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を会計管理者に提示していないものが1件、7,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	資金前渡金の精算については、給与等の月例処理と併せて事務処理を行うことにより、再発防止を図るとともに職員相互のチェックを徹底し、適正な事務の執行に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局農政部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年6月16日及び17日

イ 本監査実施日 平成27年8月4日

（3） 監査結果の公表の日 平成27年10月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
講師派遣手数料の支出に当たり、役務費で支出すべきものを報償費で支出しているものが1件、60,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、支出事務審査要領を参考に、報償費、役務費、委託料等の支出科目を整理した確認表を作成し、全職員に配付し、再発防止に努めることとした。